○福島県税条例の一部を改正する条例

目

次

○福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の ○Jヴィレッジ全天候型練習場条例 利用等

に関する法律施行条例の一部を改正する条例

島

○福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条 例の一部を改正する条例

○福島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例○福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

○福島県浄化槽法施行条例の一部を改正する条例

○福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の一部を改正する

○福島県国民健康保険条例

)福島県栄養士法施行条例の一部を改正する条例)民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

)福島県原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る事務処理 特例に関する条例の一部を改正する条例

)福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

)福島県診療放射線技師法施行条例の一部を改正する条例)福島県死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例

○福島県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 「係る事務処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例

1

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、 休日の翌 日

四四四四四三二 正する条例

○福島県魚介類行商取締条例の一部を改正する条例

○福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する

条例

○福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例

○福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例 0)

部を改正する条例

六

○福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例

○福島県製菓衛生師法施行条例の一部を改正する条例

○福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正す る条例

八八七七

○福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

○福島県医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

する法律施行条例の一部を改正する条例

 $\overline{\circ}$ $\overline{\circ}$ $\overline{\wedge}$ $\overline{\wedge}$

○福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関す ○福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

る条例の一部を改正する条例

○福島県旅行業登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

=====

○福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する

)福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に

○福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する

○福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例の

する条例 一部を改正

)福島県歯科衛生士法に係る事務処理の特例に関する条例の一 部を改

)福島県理学療法士及び作業療法士法に係る事務処理の特例に関 正する条例

)福島県視能訓練士法に係る事務処理の特例に関する条例の一 条例の一部を改正する条例 正する条例 部を改

○福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例

○福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改

○犬による危害の防止に関する条例の一部を改正する条例

○福島県理容師法施行条例の一部を改正する条例

○福島県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

○福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例

○福島県通訳案内士登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

関する条例の 部を改正する条例

돗

云 五 五

74 P4 P4

PU PU PU

西三三三

Ti. Ti.

云

- ○福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する ○福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正
- する条例
- ○福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

三重重素

- ○福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- ○福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例
- ○福島県都市公園条例の一部を改正する条例 ○福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- ○福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条
- ○福島県土地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止す る条例
- ○福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する
- ○福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- ○福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例
- ○福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の を改正する条例 部

条 例

福

療放射線技師法施行条例の一部を改正する条例、福島県あん摩マツサージ指圧師、はり する条例、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例、福槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例、福島県浄化槽法施行条例の一部を改正 条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改 律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県医療法施行条例の 養士法施行条例の一部を改正する条例、福島県原子爆弾被爆者に対する援護に関する法 島県国民健康保険条例、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例、福島県栄 正する条例、福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例、福島県浄化 ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する 料条例の一部を改正する条例、Jヴィレッジ全天候型練習場条例、 する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、 福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例、福島県出先機関設置条例の一部を改 部を改正する条例、福島県死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例、福島県診 福島県税条例の一部を改正する条例、 きゆう師等に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例 福島県行政手続にお 福島県行政財産使用

> 立病院事業の設置等に関する条例の 条例の一部を改正する条例、犬による危害の防止に関する条例の一部を改正する条例、 師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県歯科衛生士法に 福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、 発法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島県建築基準法施行条例 県土地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島県都市再開 物条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、福島県都市公園条例の一部を改 部を改正する条例、福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例、福島県屋外広告 営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、福島県道路占用料徴収条例の一 福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県国 島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改 等手数料条例の一部を改正する条例、福島県旅行業登録申請等手数料条例の一部を改 等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法 及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県臨床検査技師 劇物取締法施行条例の一部を改正する条例、福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性 の一部を改正する条例、福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例、福島県毒物及び 法施行条例の一部を改正する条例、福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例 部を改正する条例、福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例、福島県製菓衛生師 部を改正する条例、福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の 福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例、福島県クリーニング業法施行条例の 法律施行条例の一部を改正する条例、福島県理容師法施行条例の一部を改正する条例、 福島県魚介類行商取締条例の一部を改正する条例、福島県動物の愛護及び管理に関する 法施行条例の一部を改正する条例、福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県保健師助産師看護師 法士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県視能訓練士法 係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県理学療法士及び作業療 する条例、 正する条例、福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、 する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、 に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県通訳案内士登録申請 部を改正する条例、福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例、福島県 福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例、福島 一部を改正する条例及び風俗営業等の規制及び業務 福島県歯科医 福託

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第七十号

の適正化等に関する法律施行条例の

部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

福島県税条例の一部を改正する条例

第四十条の三第十四項から第十六項までの規定中「二分の一」を「三分の二」に改め 第三十六条中 福島県税条例 「第八条第六項又は第七項」を「第八条第十項又は第十一項」に改める。 (昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

福

島

る。

附則

心行期日)

平成

(不動産取得税に関する経過措置)

同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、第二条 改正後の福島県税条例第四十条の三第十四項から第十六項までの規定は、この

(税 務

課

3

福島県条例第七十一号

福島県税特別措置条例の一部を改正する条例

する。 福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正

弗二条第五号を次のように改める。

という。)第四条第二項第一号に規定する促進区域をいう。盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」五「地域経済牽引事業促進区域」地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基

県

三条第二号」に改める。 第五条第一号」を「省令第三条第一号」に改め、同条第二号中「第五条第二号」を「第 団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号。次号において「省令」という。) 促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共 という。)第二条に規定する」に、「事業者(同条に規定する指定集積業種であつて総 共団体等を定める省令(平成十九年総務省令第九十四号。以下この条において「省令」 経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公 十四条に規定する承認地域経済牽引事業」に、「うち総務省令で定める」を「うち地域 従つて企業立地促進法第二十条に規定する特定事業」を「地域経済牽引事業促進法第二 域」を「地域経済牽引事業促進区域」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十 十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者」に改め、同条第一号中「企業立地の 務省令で定めるものに属する事業を行う者に限る。)」を「地域経済牽引事業促進法第 年三月三十一日」に、「企業立地促進法第十五条第二項に規定する承認企業立地計画に 業立地促進法第六条第一項」を「地域経済牽引事業促進法第五条第一項」に、「集積区 「企業立地促進法第五条第五項」を「地域経済牽引事業促進法第四条第六項」に、「企 第六条の二の見出し中「集積区域」を「地域経済牽引事業促進区域」に改め、同条中

第六条の三の次に次の一条を加える。

規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当第六条の四 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項の(家庭的保育事業等の用に供する家屋の取得に係る不動産取得税の課税免除)

の規定により控除された金額に税率を乗じて得た額を免除するものとする。和二十五年福島県条例第五十号。以下「県税条例」という。)第四十条の三第十四項取得に対して課する不動産取得税については、当該家屋の価格から福島県税条例(昭該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の

う。)」を「県税条例」に改める。第九条中「福島県税条例」に改める。

に改める。 第十一条中「、第六条の二及び第六条の三」を「及び第六条の二から第六条の四まで」

削

(施行期日等)

(経過措置)

- 第二条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二条 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律
- 算して六十日を経過した日とする。
 「いる新条例第十一条に規定する申請期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起という。)前に課された、又は課されるべきであった不動産取得税又は固定資産税にして、新条例第六条の二の規定の適用を受ける者に、この条例の施行の日(以下「施行日」
- は、なお従前の例による。 一得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税について3 新条例第六条の四の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取

島

報

福島県条例第七十二号

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物税条例(平成十七年福島県条例第四号)の一部を次のように改正す

を加え、 る法定外目的税とし、その確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円 未満であるときは、 第七条中「昭和二十五年政令第二百四十五号」の下に「。以下「施行令」という。」 「に規定する法定外目的税で条例で指定するものとする」を「の条例で指定す その端数金額又はその全額を切り捨てる」に改める。

二条を加える。 第二十三条を第二十五条とし、第二十二条を第二十四条とし、 第二十一条の次に次の

第二十二条 産業廃棄物税は、施行令第六条の二十二の四第六号の条例で指定する法定(施行令第六条の二十二の四第六号の法定外目的税) 外目的税とする。

(施行令第六条の二十二の九第四号の法定外目的税)

第二十三条 産業廃棄物税は、 外目的税とする。 施行令第六条の二十二の九第四号の条例で指定する法定

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

税 務 課

福島県条例第七十三号

福島県出先機関設置条例の一部を改正する条例

福島県出先機関設置条例 (平成五年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正

第四条第二項の表中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める。

に改める 第五条第 一項の表中 「郡山市及びいわき市」を「福島市、郡山市及びいわき市の区域

平成29年12月26日 火曜日

この条例は、 **附 則** 平成三十年四月一日から施行する

(行政経営課

福島県条例第七十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

改正する。 職員の育児休業等に関する条例(平成四年福島県条例第十一号) の 一 部を次のように

号において」を 第二条第四号ア②中「養育する子」を「その養育する子」に改め、一 「以下」に改め、 「いう。)」の下に「 (第二条の四の規定に該当する 「第二条の三第三

課 場合にあっては、二歳に達する日)」を加える。

(税

務

第二条の四を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。 一条の三第二号中「この条」の下に「及び次条」を加える。

(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達 休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。 期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児 され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任 児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新 子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育 するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該

地方等育児休業をしている場合 をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業

一 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務 のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する

第三条第七号中「こと」の下に「又は第二条の四の規定に該当すること」を加える。

この条例は、 公布の日から施行する。

人

事 課

福島県条例第七十五号

福島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

に改正する。 福島県行政財産使用料条例 (昭和三十九年福島県条例第二十三号)の一部を次のよう

別表第二土地の項中「1,250円」を「1,110円」に改める

この条例は、平成三十年四月一日から施行する

2 1 は、なお従前の例による。間に係る使用料の額について適用し、 『に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額について改正後の福島県行政財産使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期

財産管理課

福島県条例第七十六号

Jヴィレッジ全天候型練習場条例

第一条 づき、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基 新たな価値を持つトレーニング施設・交流拠点として県民の健康の増進及びス

福

島

報

全天候型練習場(以下「全天候型練習場」という。)を設置する。 ポーツ文化の発展を図り、もって本県の復興と地域振興に資するため、 Jヴィレッジ

第二条 全天候型練習場は、 双葉郡楢葉町山田岡字美シ森八番四十五に置く。

第三条 全天候型練習場において行う業務は、次のとおりとする

サッカーを中心としたスポーツ文化の振興に関すること。 全天候型練習場の利用に関すること。

前二号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関す

(指定管理者による管理)

第四条 る条例(平成十六年福島県条例第六十八号)の定めるところにより知事が指定した法 人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。 (指定管理者が行う業務の範囲等 全天候型練習場の管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関す

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

全天候型練習場の維持管理に関すること。 第三条各号に掲げる業務に関すること。

全天候型練習場の使用の承認に関すること。

全天候型練習場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する

Б.

2 指定管理者は、 #定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければなら前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務に関すること。

2

3 年福島県条例第七十一号)第二条第一号に規定する個人情報をいう。)その他の情報・指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報(福島県個人情報保護条例(平成六 を適切に取り扱わなければならない。

(使用の禁止及び制限)

第六条 知事又は指定管理者は、全天候型練習場の損壊その他の理由によりその使用が 場合その他全天候型練習場の管理のため必要があると認める場合には、 危険であると認める場合、全天候型練習場に関する工事のためやむを得ないと認める 全天候型練習場の使用を禁止し、又は制限することができる。 区域を定めて、

第七条 全天候型練習場を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管 理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、

2 指定管理者は、前項の承認の申請に係る全天候型練習場の使用が次の各号のいずれ かに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

5

全天候型練習場における秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 要な措置を命ずることができる。

二 全天候型練習場の施設、 附属設備、 資料等を毀損し、又は汚損するおそれがある

前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき

付することができる。 指定管理者は、第一項の承認に全天候型練習場の管理のため必要な範囲内で条件を

第八条 前条第一項の承認を受けた者 。 以 下 「使用者」という。) は 利用料金を指定

管理者に納めなければならない。

おいて、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければ2(利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。この場合に ならない。

指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする

(利用料金の免除)

第九条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、 は一部を免除することができる。 利用料金の全部又

(利用料金不返還の原則

第十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が次の各号の ずれかに該当すると認める場合において、使用者が全天候型練習場を使用することの1十条 既に納入された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が次の各号のい できなくなった時間に係る分の利用料金を返還する。 全天候型練習場の維持管理又は公益上の必要によって承認を取り消したとき。

ることができなくなったとき。 使用者がその責めに帰することのできない理由により、 全天候型練習場を使用す

利用料金が百円以下であるとき又は一件の承認に係る利用料金の額が百円以下であっ たものについては、返還しない。 前項ただし書の規定にかかわらず、使用することのできなくなった時間に係る分の

(権利譲渡等の禁止)

第十一条 使用者は、 ならない。 全天候型練習場を使用する権利を譲渡し、 又はこれを転貸しては

全天候型練習場を原状に回復し、又は全天候型練習場から退去することを命ずること規定によってした承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する使用者に対して、この条例の ができる

この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反している者

この条例の規定による承認に付した条件に違反している者

偽りその他不正な行為によりこの条例の規定による承認を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、 使用者に対 必

全天候型練習場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

- 全天候型練習場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生 全天候型練習場の保全又は全天候型練習場の利用に著しい支障が生じた場合
- (遵守事項) じた場合

第十三条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 全天候型練習場の施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。 物品を販売し、又は頒布しないこと(指定管理者の許可を受けた場合を除く。)。
- 募金、署名運動その他これらに類する行為をしないこと。
- 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (入場の規制等) 前各号に掲げるもののほか、管理上指定管理者が指示する事項

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する入場者に対し、 又は退場若しくは退去を命ずることができる。 入場を拒否し、

- 前条の規定に違反した者
- 場内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、 に関し必要な事項は、規則で定める。 全天候型練習場の管理その他この条例の施

 この条例は、 施行する。 規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から

2 第四条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日前においても 行うことができる。

別表 (第八条関係)

福

島

則

二 加算額	全天候型練習場	施設の別
	一時間につき	使用単位
	一九、〇〇〇円	金額

基本額の百分の百に相当する額	営利目的使用加算料
金額	種別

備考

1 加算額の種別の欄中 「営利目的使用加算料」とあるのは、 全天候型練習場を使

用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本額に加算される利用料金を

- 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき
- るとき。 商品販売、 商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用す
- 2 端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて 使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たな
- 3 日を異にして二日以上継続して使用する場合にあっては、 管のためのみの使用に係る時間の利用料金は、徴収しない。 展示物、 器材等の保

計算する。

(エネルギー課)

福島県条例第七十七号

る法律施行条例の一部を改正する条例 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

条例(平成二十六年福島県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。 別表第一を次のように改める。 福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行

別表第一 (第四条関係)

行

り	執行機関	事務
	知 事	炎の医療費助成に係る事務であって規則で定めるもの費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
		る事務であって規則で定めるもの主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に関する事務で年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する法律(平成二十二二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二
(火 	教育委員会	に係る事務であって教育委員会規則で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるも別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年に係る事務であって教育委員会規則で定めるものに係る事務であって教育委員会規則で定めるものに係る事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第二 (第四条関係) 別表第二を次のように改める。	
三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項 三 高等学校等就学支援金の関連する経費以外の経費で、同法の趣の規定により知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣	
規則で定めるもの学が主務省令で定めるものに準ずる場金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる「一」高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支	

係る事務であって教育委員会

で定めるもの

報であって教育委員会規則

要な経費の支給に関する情

学び直しへの支援金の支給に 務省令で定めるものに準ずる

規則で定めるもの

高等学校等就学支援金の支

等学校等への就学のため必

支給に関する法律による高

高等学校等就学支援金の

報であって教育委員会規則 要な経費の支給に関する情

で定めるもの

	教育委員会	知 事	執行機関
援金の支給に関する事務で主給に関する法律による就学支ニ 高等学校等就学支援金の支	一 特別支援学校への就学奨励 に関する法律第二条第一項の に関する法律第二条第一項の を主務省令で定めるものに準 を主務省令で定めるものに準 で主務省令で定めるものに準 で主務省令で定めるものに準 で主務省令で定めるものに準 で主務省令で定めるものに準 で主務省令で定めるものに準	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支 接金の支給に関する事務で主 一 高等学校等就学支援金の支給に係る が直し支援金の支給に係る 学び直し支援金の支給に係る の方とに関する事務で主	事務
等学校等への就学のため必高等学校等就学支援金の	特別支援学校への就学奨技援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって規則で定めるもの	特定個人情報

係る事務であって教育委員会

に準ずる奨学給付金の支給に 事務で主務省令で定めるもの 等学校等就学支援金に関する 旨に基づき知事が支給する高 経費以外の経費で、同法の趣 の規定により知事が支給する 給に関する法律第六条第一項

規則で定めるもの

この条例は、 **附 則** 公布の日から施行する。

情報政策課

福島県条例第七十八号

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一 部を改正する条例

島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。 別表第二中「会津坂下町 湯川村」を「湯川村 泉崎村」 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例 に改める (平成十一年福

郷村」に改める。

別表第三中「猪苗代町」を「猪苗代町

会津坂下町」に、

「西郷村

泉崎村」を

西西

(自然保護課)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福島県条例第七十九号

福島県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

のように改正する。 福島県生活環境の保全等に関する条例 (平成八年福島県条例第三十二号) の 一部を次

第九十八条の二第五項中 「事務は」の下に「、福島市」を加える

1

この条例は、平成三十年四月 一日から施行する

福島県条例第八十二号

福

県

島

2 この条例の施行の際福島県生活環境の保全等に関する条例第九十八条の二第五項各 他の行為を行うこととなるものは、施行日以後における福島県生活環境の保全等に関 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後においては福島市長が処分その する条例の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。 号に掲げる規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、

(水・大気環境課)

福島県条例第八十号

のように改正する。 福島県浄化槽保守点検業者登録条例 『県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年福島県条例第三十六号)福島県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例 の一部を次

一条第一項中「郡山市」を「福島市、 郡山市」に改める。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 1 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による

(一般廃棄物課)

福島県条例第八十一号

福島県浄化槽法施行条例の一部を改正する条例

福島県浄化槽法施行条例 (平成十一年福島県条例第六十号) の一部を次のように改正

第二条中「郡山市」を「福島市、 郡山市」に改める。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(一般廃棄物課

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例(平成十五年福島県条例第十七号)

の一部を次のように改正する。 第六十六条を次のように改める。

(適用除外)

第六十六条 この条例の規定は、福島市、 郡山市及びいわき市の区域においては、 適用

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、 なお従前の例による。 (産業廃棄物課)

会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、 委員の過半数が出席しなければ開くことができない

目次 福島県国民健康保険条例

福島県条例第八十三号

第 一章 総則 (第一条・第1 | 条

第二章 国民健康保険運営協議会(第三条―第八条)

第三章 国民健康保険保険給付費等交付金(第九条-第十一条)

第四章 国民健康保険事業費納付金 (第十二条-第二十七条)

附則

第 章

(趣旨)

第一条 県が行う国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号。 るところによる。 う。)に基づく国民健康保険については、法令に定めるもののほか、この条例の定め 以下 「法」とい

第二条 この条例において使用する用語は、法、 おいて使用する用語の例による。 る省令(平成二十九年厚生労働省令第百十一号。 民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関す 定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「算定政令」という。)及び国 政令第三百六十二号。以下「施行令」という。)、国民健康保険の国庫負担金等の算 国民健康保険法施行令(昭和三十三年 以下「納付金等省令」という。)に

第二章 国民健康保険運営協議会

第三条 法第十一条の規定に基づき、知事の附属機関として福島県国民健康保険運営協 議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第四条 協議会は、 委員十一人で組織する。

(委員の定数)

第五条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各 号に定める人数とする。

国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人

保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人

公益を代表する委員 三人

十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 二 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八

第六条 協議会の会議は、会長が招集する

2

福

島

2

4 決するところによる。 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、 可否同数のときは、

第七条協議会の庶務は、 保健福祉部において処理する

第八条 この章に定めるもののほか、 に諮って定める。 協議会の運営に関し必要な事項は、 会長が協議会

国民健康保険保険給付費等交付金

(国民健康保険保険給付費等交付金の交付)

第九条 県は、法第七十五条の二第一項並びに算定政令第六条第二項及び第三項の規定 に基づき、国民健康保険保険給付費等交付金を交付する。

2

(国民健康保険保険給付費等交付金の種類)

第十条 国民健康保険保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 ところにより、市町村に対して交付する。 普通交付金は、算定政令第六条第二項に掲げる事項を勘案して、 知事が別に定める

3

3 市町村に対して交付する。 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、 知事が別に定めるところにより

属する県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特算定政令第四条第三項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村が 別な事情に応じて交付する額

県

報

のうち、県内の当該市町村の取組に応じて交付する額 法第七十二条第三項の規定により、国が市町村の取組を支援するため交付する額

三 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県が繰り入れる額のうち、 別に定めるところにより、県内の市町村の交付に充てる額 知事が

一に相当する額の合計額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じら県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額の三分のの三分の一に相当する額及び法第七十二条の五第二項の規定により県が一般会計か』 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額 て交付する額

第十一条 この章に定めるもののほか、 必要な事項は、知事が別に定める。 国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関

国民健康保険事業費納付金

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第十二条 県は、年度ごとに各市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収するに当たっ 付金の額を算定し、知事が定めるところにより、当該市町村に対して通知するものと ては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき国民健康保険事業費納

前項に規定する国民健康保険事業費納付金の額は、 算定政令、 納付金等省令及びこ

の条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数

議長の

医療費指数反映係数は、零から一までの範囲内において、 知事が定める数と

激な増加が抑制されるよう配慮するものとする。 知事は、医療費指数反映係数を定めるに当たっては、 各市町村における保険料 一の急

(年齢調整後医療費指数)

2

第十四条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則 第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

とができる。 第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号に掲げる値とするこ 配慮する必要があると知事が認めるときは、年齢調整後医療費指数を、算定政令附則 前項の規定にかかわらず、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために

一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額(当該療養(施行令度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において当該一般被保険者が同 第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。)につき法第五十 につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該年度の前年険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養 険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保 規定により条例で定める区域内市町村群において共同して負担する部分は、一般被保 が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分とする。 六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額) 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第四項第三号イの

(一般納付金所得係数)

第十五条 加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りではない。 数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増 一般納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た

第一号に掲げる額 県に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項

一 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第五項第二号に

第十六条 第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条第六項第一号に掲げる数とする。 (一般納付金所得等割合) 掲げる額 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令附則

第十七条 一般納付金被保険者数等割合は、 令第九条第七項第二号に掲げる数とする。 各市町村につき、 当該市町村に係る算定政

(一般納付金被保険者数等割合)

(一般納付金被保険者均等割指数)

第十八条 一般納付金被保険者均等割指数は、 零を超え、 かつ、 未満の範囲内に お 13

て知事が定める数とする。 (後期高齢者支援金等納付金所得係数)

険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保**第十九条** 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる りではない。

第一号に掲げる額 県に係る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項

掲げる額 算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第三項第二号に

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第二十条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係 げる数とする。 る算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条第四項第一号に掲

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第二十一条後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、 町村に係る算定政令第十条第五項第二号に掲げる数とする。 各市町村につき、 当該市

(後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数)

第二十二条 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、零を超え、 満の範囲内において知事が定める数とする。 (介護納付金納付金所得係数) かつ、 未

島

第二十三条 介護納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除 急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときはこの限りでは して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の

県に係る算定政令第十一条第三項第一号に掲げる額

福

算定政令第十一条第三項第二号に掲げる額

(介護納付金納付金所得等割合)

第二十四条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定 政令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第二十五条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、 算定政令第十一条第五項第二号に掲げる数とする。 当該市町村に係る

(介護納付金納付金被保険者均等割指数)

第二十六条 介護納付金納付金被保険者均等割指数は、 内において知事が定める数とする。 零を超え、 かつ、 一未満の範囲

第二十七条 この章に定めるもののほか、 な事項は、 知事が別に定める 国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要

- 1 (福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例等の廃止) この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- 福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例 (平成十七年福島県条例第百
- 福島県国民健康保険運営協議会条例(平成二十九年福島県条例第十一号

(福島県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3

例の規定は、なおその効力を有する。 交付に関する条例第一条に規定する福島県国民健康保険調整交付金については、 この条例の施行の際現に交付されている廃止前の福島県国民健康保険調整交付金の

(会議の招集の特例)

らず、知事が招集する。 この条例の施行後最初に開催される協議会の会議は、 第六条第一項の規定にかかわ

(準備行為)

5

できる。 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことが

(国民健康保険課)

福島県条例第八十四号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

うに改正する。 民生委員の定数を定める条例(平成二十六年福島県条例第九十三号) の一部を次のよ

本則の表福島市の項を削る。

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。

(社会福祉課)

福島県条例第八十五号

福島県栄養士法施行条例の一部を改正する条例

福島県栄養士法施行条例 (平成十二年福島県条例第六十二 号 の一部を次のように改

第二条中「事務は」の下に「、福島市」を加える。

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する

健康増進課

福島県条例第八十六号

福

島

県

11

附

則

関する条例の一部を改正する条例 福島県原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る事務処理の特例に

(平成十二年福島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。 福島県原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に係る事務処理の特例に関する条例

2

1

る。 七条第一項」に改め、本則第十三号中「第六条第三項」を「第七条の二第三項」本則中「事務は」の下に「、福島市」を加え、本則第十二号中「第五条第一項」 一に改め を「第

附 則

の改正規定は、 この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。ただし、本則第十二号及び第十三号 公布の日から施行する。

(健康増進課

福島県条例第八十七号

福島県医療法施行条例の一部を改正する条例

福島県医療法施行条例(平成十一年福島県条例第六十二号)の一部を次のように改

三項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であっ 病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。 て、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の 入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第 疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の 第三条第一項第二号及び第二項中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心

産所」を「福島市の区域内外の病院等を併せて管理する場合、郡山市の区域内外の病院て管理する場合及びいわき市の区域内の病院といわき市の区域外の病院、診療所又は助 条第十号中「郡山市の区域内の病院と郡山市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せ区域内外の病院等を併せて管理する場合及びいわき市の区域内外の病院等」に改め、同 病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)を併せて管理する場合、郡山市の区域内の病院といわき市の区域外の病院、診療所又は助産所」を「福島市の区域内外の 病院と郡山市の区域外の病院、診療所又は助産所を併せて管理する場合及びいわき市の第十一条中「事務は」の下に「、福島市」を加え、同条第九号中「郡山市の区域内の 号中「法第五十条第三項、第五十二条第一項」を「法第五十二条第一項、第五十四条の 条第五項」を「、第五十八条の二第四項及び第六十条の三第四項」に改め、同条第十四 だし書、第四十六条の六第一項ただし書、第五十四条の九第三項」に、「及び第五十七 四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただ 等を併せて管理する場合及びいわき市の区域内外の病院等」に改め、同条第十三号中「第 十九号までを一号ずつ繰り上げる。 九第五項」に改め、同条中第十五号を削り、 し書、第五十条第一項」を「第四十六条の五第一項ただし書、第四十六条の五第六項た 第十六号を第十五号とし、 第十七号から第

以後における法令等の適用については、福島市長がした処分その他の行為又は福島市 後においては福島市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日

(地域医療課

長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に

法令等のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以

から第十九号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は、公布の日から施行する。 十四号の改正規定並びに同条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十一条第十三号及び第

この条例の施行の際福島県医療法施行条例第十一条各号に掲げる事務に係る法令等

(以下「法令等」という。) のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で

福島県条例第八十八号 福島県死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例

うに改正する。 福島県死体解剖保存法施行条例(平成十二年福島県条例第三十五号) の一部を次の

ょ

第二条中「事務は」の下に「、 福島市」を加える

この条例は、

平成三十年四月一日から施行する

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第八十九号

福島県診療放射線技師法施行条例の一部を改正する条例

ように改正する。 福島県診療放射線技師法施行条例(平成十二年福島県条例第三十六号) の一部を次の

第二条中「事務は」の下に「、福島市」を加え、 「第一条の四第一項」に改める。 同条第八号中 「第一条の三第一 項

を

1 は、公布の日から施行する。 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第八号の改正規定

2 この条例の施行の際福島県診療放射線技師法施行条例第二条各号に掲げる事務に係 為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処 る法令(以下「法令」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の 用については、 分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における法令の適 福島市長がした処分その他の行為とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第九十号

福島県あん摩マツサージ指圧師、 はり師、 きゆう師等に関する法律に係る 島

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

特例に関する条例(平成十二年福島県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。 本則中「事務は」の下に「、福島市」を加える。 福島県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に係る事務処理の

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する 施行の日以後における法の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみな 日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の より知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の 圧師、はり師、 法律に係る事務処理の特例に関する条例本則に掲げる事務に係るあん摩マツサージ指 きゆう師等に関する法律(以下「法」という。)のそれぞれの規定に

(地域医療課医療人材対策室

福島県条例第九十一号

福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。 福島県医師法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十二年福島県条例第三十九号)

第一項」に改め、 第五条第一項及び第六条第一項」を「第五条第一項、第六条、第八条第一項及び第九条第五条第一事務は」の下に「、福島市」を加え、本則第三号中「第三条第一項、第四条、 に改める。 本則第四号中「第六条第五項及び第七条」を「第九条第五項及び第十

福

正規定は、公布の日から施行する。この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、 本則第三号及び第四号の改

(地域医療課医療人材対策室

福島県条例第九十二号

福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条

第五条第一項及び第六条第一項」を「第五条第一項、第六条、第八条第一項及び第九条 号)の一部を次のように改正する。 本則中「事務は」の下に「、福島市」を加え、本則第三号中 福島県歯科医師法に係る事務処理の特例に関する条例 (平成十二年福島県条例第四十 「第三条第一項、第四条、

に改める。

第一項」に改め、

本則第四号中「第六条第五項及び第七条」を「第九条第五項及び第十

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。 ただし、 本則第三号及び第四号の改

> 正規定は、 公布の日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第九十三号

福島県歯科衛生士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する

十一号)の一部を次のように改正する。 福島県歯科衛生士法に係る事務処理の特例に関する条例 (平成十二年福島県条例第四

を加える。 本則中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改め、 「事務は」の下に「、

則

第六条第三項」に改める改正規定は、 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。 公布の日から施行する。 ただし、本則中 「第七条第三項」

を

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第九十四号

福島県理学療法士及び作業療法士法に係る事務処理の特例に関する条例の

一部を改正する条例

福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。 福島県理学療法士及び作業療法士法に係る事務処理の特例に関する条例 (平成十二年

本則中「事務は」の下に「、福島市」を加える。

この条例は、 **附 則** 平成三十年四月一日から施行する

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第九十五号

福島県視能訓練士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する

(平成十二年福島県条例第四

福島県視能訓練士法に係る事務処理の特例に関する条例

十三号)の一部を次のように改正する 本則中「事務は」の下に「、 福島市」 を加える

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する

(地域医療課医療人材対策

福島県条例第九十六号

福島県保健師助産師看護師法施行条例の一部を改正する条例

次のように改正する 福島県保健師助産師看護師法施行条例(平成十二年福島県条例第四十四号) の — 部を 島

第二条中「事務は」の下に「、福島市」を加え、同条第三号中「第三条第一項及び第 を「第三条第一項から第三項まで」に改める。

を「蓋」に改める。

第七条第二号中「洗じようし易い」を「洗浄しやすい」に改め、同条第三号中「ふた」

第十二条中「規定は」の下に「、福島市」を加える。 第八条第六号中「登録票は、」を「登録票を」に改める

公布の日から施行する。 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定は

(地域医療課医療人材対策室

1

第二号及び第三号並びに第八条第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条、第六条、

第七条

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(食品生活衛生課)

2

福島県条例第九十七号 福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する

百二十六号)の一部を次のように改正する。 福島県歯科技工士法に係る事務処理の特例に関する条例 (平成二十七年福島県条例第

本則中「事務は」の下に「、福島市」を加える。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県条例第九十八号

県

犬による危害の防止に関する条例の一部を改正する条例

ように改正する。 犬による危害の防止に関する条例(昭和三十三年福島県条例第十七号)の一部を次の

長に、郡山市の場合は郡山市」に改める。 第五条中「郡山市の場合は、郡山市」を 「福島市の場合は福島市を管轄する保健所の

第七条中「郡山市」を「福島市及び郡山市」に改める。

1

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際犬による危害の防止に関する条例第七条各号の規定により知事 以後における犬による危害の防止に関する条例の適用については、福島市長がした処おいては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日 がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後に 分その他の行為とみなす

(食品生活衛生課)

福島県条例第九十九号

福島県魚介類行商取締条例の一部を改正する条例

に改正する。 福島県魚介類行商取締条例(昭和四十三年福島県条例第三十五号) の一部を次のよう

第六条中「よごし」を「汚し」に改める。第一条中「行ない」を「行い」に改める。

福島県条例第百号

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例(昭和五十五年福島県条例第十八号)

の一部を次のように改正する。

第四条中「事務は」の下に「、福島市」を加える

2 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

の他の行為又は福島市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。 他の行為で、施行日以後においては福島市長が管理し、及び執行することとなる事務 行日」という。)前に法令等のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その 掲げる事務に係る法令等(以下「法令等」という。)のそれぞれの規定により知事が に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、福島市長がした処分そ した処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施 この条例の施行の際福島県動物の愛護及び管理に関する法律施行条例第四条各号に

(食品生活衛生課)

福島県条例第百一号

福島県理容師法施行条例の一部を改正する条例

正する。 福島県理容師法施行条例 (平成十二年福島県条例第七十一号)の一部を次のように改

第三条第一項中 「郡山市」を 「福島市、 郡山市」に改める

この条例は、平成三十年四月一日から施行する

(食品生活衛生課)

福島県条例第百二号

福島県美容師法施行条例の一部を改正する条例

福島県美容師法施行条例(平成十二年福島県条例第七十二号) の一部を次のように改

第 二条第一項中 「郡山市」を「福島市、 郡山市」に改める。

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する

(食品生活衛生課

福島県条例第百三号

福島県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

ように改正する。 福島県クリーニング業法施行条例(平成十二年福島県条例第七十三号)の一部を次の

第四条中「事務は」の下に「、 「、第八条」を加える。 福島市」を加え、 同条第四号中 「第六条第一項」の下

公布の日から施行する。 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第四条第四号の改正規定は

(食品生活衛生課

福島県条例第百四号

正する条例 福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例の一部を改

例第七十四号)の一部を次のように改正する。 福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例 (平成十二年福島県条

第二条中「事務は」の下に「、福島市」を加える。

福

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行条例1 この条例は「平成三十年世上」「トット) の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行第二条各号に掲げる事務に係る法令等(以下「法令等」という。)のそれぞれの規定 の施行の日以後における法令等の適用については、福島市長がした処分その他の行為

(食品生活衛生課

福島県条例第百五号

福島県調理師法施行条例の一部を改正する条例

福島県調理師法施行条例 (平成十二年福島県条例第八十二号) 0) 一部を次のように改

第二条中「事務は」の下に「、 福島市」を加える

この条例は、平成三十年四月一日から施行する

福島県条例第百六号

福島県製菓衛生師法施行条例の一部を改正する条例

(食品生活衛生課)

に改正する。 福島県製菓衛生師法施行条例(平成十二年福島県条例第八十三号)の一部を次のよう

第二条中「事務は」の下に「、 福島市」を加える。

(食品生活衛生課)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

福島県条例第百七号

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県薬剤師法に係る事務処理の特例に関する条例(平成十一年福島県条例第六十八

号)の一部を次のように改正する。 本則中「事務は」の下に「、福島市」を加える。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(薬

務 課

福島県条例第百八号 福島県温泉法施行条例の一部を改正する条例

福島県温泉法施行条例 (平成十二年福島県条例第五十四号) の一部を次のように改正

第二条中「事務は」の下に「、 福島市」を加える

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する

(薬 務 課

福島県条例第百九号

福島県毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

福島県毒物及び劇物取締法施行条例 (平成十二年福島県条例第五十五号) の一部を次

で 第二条中「郡山市」を「福島市及び郡山市」に、 を「第四号及び第五号」に改める 同条第二号中 一第五号から第七号ま

のように改正する。

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する

(薬 務 15

る

福島県条例第百十号

律施行条例の一部を改正する条例 福島県医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法

納付しなければならない

者

名

称

額

四年法律第二百十号。以下

請手数料

通訳案内士法

(昭和二十

全国通訳案内士登録申

件につき五千百円

(平成十二年福島県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。 福島県医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例

第二条中「事務は」の下に「、福島市」を加える。

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。

(薬 務

課

福島県条例第百十一号

福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 福島県臨床検査技師等に関する法律施行条例 (平成十二年福島県条例第六十号) 0)

一条中「事務は」の下に「、

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

報

福島市」を加える

(薬 務

課

福島県条例第百十二号

県

島

の一部を改正する条例 福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例

年福島県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。 福島県母子及び父子並びに寡婦福祉法に係る事務処理の特例に関する条例 (平成十

本則中「郡山市」を「福島市、郡山市」に改める

福

この条例は、 **附 則** 平成三十年四月一日から施行する。

(児童家庭課

福島県条例第百十三号

福島県通訳案内士登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

福島県通訳案内士登録申請等手数料条例(平成十二年福島県条例第九十三号) の —

を次のように改正する。 題名中「通訳案内士登録申請等」を「通訳案内士法関係」に改める

(手数料の徴収)

第一条を次のように改める。

第一条 次の表の上欄に掲げる者から、それぞれ同表の中欄に掲げる名称の手数料を徴 収する。この場合において、当該手数料の額は、それぞれ同表の下欄に定める額とす

> Ŧi. 四 三 六 の規定に基づく登録証の訂用する法第二十三条第二項 法第五十七条において準 申請者定に基づく登録証の訂正の の再交付の申請者 四条の規定に基づく登録証 通訳案内士の登録の申請者 条の規定に基づく福島地域 づく登録証の再交付の申請 の規定に基づく全国通訳案 み替えて準用する法第二十 正の申請者 み替えて準用する法第十八 内士の登録の申請者 「法」という。) 第十八条 法第五十七条において読 法第五十七条において読 法第二十四条の規定に基 法第二十三条第二項の規 録証の再交付申請手数福島地域通訳案内士登 福島地域通訳案内士登 全国通訳案内士登録証 全国通訳案内士登録証 料 録証の訂正申請手数料 福島地域通訳案内士登 録申請手数料 の再交付申請手数料 の訂正申請手数料 件につき五千百円 件につき四千円 件につき四千円 件につき四千円 件につき四千円

第 一条を削り、 第三条を第二条とし、 第四条を第三条とし、 第五条を第四条とする。

則

部

(施行期日)

- 1 (福島特例通訳案内士登録申請等手数料条例の廃止) この条例は、平成三十年一月四日から施行する。
- 2 福島特例通訳案内士登録申請等手数料条例(平成二十五年福島県条例第三十二号) 廃止する

この条例は、

平成三十年一

一月四日から施行する。

附

則

3 納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。 前項の規定による廃止前の福島特例通訳案内士登録申請等手数料条例の規定により [福島特例通訳案内士登録申請等手数料条例の廃止に伴う経過措置]

(観光交流課

福島県条例第百十四号

福島県旅行業登録申請等手数料条例の一部を改正する条例

のように改正する。 福島県旅行業登録申請等手数料条例 (平成十二年福島県条例第九十四号)の一部を次

一条の表に次のように加える

Ŧi. サービス手配業の登録の申請者 法第二十三条の規定に基づく旅行 旅行サービス手配 登録申請手数料 業 万五千円

(観光交流課

福島県条例第百十五号

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

の一部を次のように改正する。 福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十一年福島県条例第百八号)

別表第二中 「伊達市」を「伊達市 「白河市」を「いわき市 桑折町」に改める。 白河市 二本松市」に改める

別表第四中 別表第三中 「いわき市 檜枝岐村」を「檜枝岐村」に改める

「南相馬市」を「南相馬市

泉崎村」に改める。

福

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

1

2 この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第一条各号、 用については、いわき市等の長がした処分その他の行為又はいわき市等の長に対して 長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適 おいてはいわき市、二本松市、桑折町又は泉崎村(以下「いわき市等」という。)の 法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後に 現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に 九号。以下「法」という。)のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で 第二条各号及び第四条各号に掲げる事務に係る農地法(昭和二十七年法律第二百二十 なされた申請その他の行為とみなす。

(農業担い手課)

福島県条例第百十六号

条例の一部を改正する条例 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する

一十二年福島県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例 (平成

別表第一中 「白河市」を「いわき市 白河市 二本松市」に改める。

別表第二中 「伊達市」を「伊達市 桑折町」に改める。

別表第四中 別表第三中「いわき市 「南相馬市」を「南相馬市 泉崎村」に改める。 檜枝岐村」を「檜枝岐村」に改める。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する

2 1 の日 崎村(以下「いわき市等」という。)の長が通知することとなるものは、施行日以 六号)の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行 例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十 における租税特別措置法の適用については、いわき市等の長がした通知とみなす。 この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特 (以下「施行日」という。) 以後においてはいわき市、二本松市、桑折町又は泉

(農業担い手課)

福島県条例第百十七号

号)の一部を次のように改正する。 福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例(昭和五十三年福島県条例第二福島県森林総合研究所旧公団事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 十二

題名を次のように改める。

福島県森林研究・整備機構旧公団事業負担金徴収条例

構法」に、 総合研究所が」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が」に改める。 第一条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機 「附則第十二条第一項」を「附則第十一条第一項」に、「独立行政法人森林

関する省令」に、 う特例業務に関する省令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に 人森林研究・整備機構法附則第十一条第三項」に、 第二条中「独立行政法人森林総合研究所法附則第十二条第三項」を「国立研究開発法 「第九条」を「第八条」に改める。 「独立行政法人森林総合研究所が行

この条例は、 公布の日から施行する

畜 産 課

福島県条例第百十八号

福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条

17

島 県 報

> 十二号)の一部を次のように改正する。 福島県土地改良法に係る事務処理の特例に関する条例(平成二十三年福島県条例第四

則第五十八号中「第百十三条の二第二項」を「第百十三条の三第二項」に改める。 本則第五十七号中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、

本

この条例は、公布の日から施行する。

(農村計画課)

福島県条例第百十九号

部を次のように改正する。 福島県国営土地改良事業負担金徴収条例(昭和三十三年福島県条例第四十八号) 福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 0)

災害復旧をいう。以下同じ。)」を加え、同項備考の欄中「第八十八条第一項」を「第別表第一の一の項事業の種類の欄中「災害復旧」の下に「(法第二条第二項第五号の に改め、「翌年度」の下に「の初日」を加える。 八十七条の五第一項」に改め、「翌年度」の下に「の初日」を、「指定する年度」の下 に「の初日」を加え、同表三の項中「第八十八条第一項」を「第八十七条の五第一項」

この条例は、公布の日から施行する。

(農地管理課)

福島県条例第百二十号

改正する。 福島県道路占用料徴収条例(昭和四十五年福島県条例第二十号)福島県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 の一部を次のように

別表(第二条関係)

福

一号に掛じ	一項第一第一第一第一	一 法第三 第			
	二種電柱	元 種電柱			
	年でき	一本に	単 位		占
	六八〇		第三級地)地	所	
	五四〇	三五〇	(第四級地)	在	用
	四七〇	11100	(第五級地)	地	料

											る工作物
広告塔	書便差出箱及び信	公衆電話所 変圧塔その他これ	器地下に設ける変圧	器上に設ける変圧	地下に設ける電線	空に設ける線類共架電線その他上	その他の柱類	第三種電話柱	第二種電話柱	第一種電話柱	第三種電柱
		年つ一個に	年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に ー 平 面	年つ個に	きルメ長 一に1さ 年つトー						
一、七〇〇	11/11/0	七九〇	11四〇	三九〇	<u> </u>	Ш		八七〇	六三〇	四〇〇	九二〇
九六〇	二七〇	六三〇	一 九 〇	=10		Ξ	11111	六九○	<u>Б.</u> О	11/11/0	七三〇
六七〇	1 [111]0	五 四 ○	一 六 〇	二七〇		Ξ	二七	六〇〇		二七〇	六三〇

福

外径が○・七メー	トル以上○・七メートル以上○・七メー	トル トル以上○・四メートル トル未満のもの	トル トル以上○・ニメートル トル未満のもの	外径が○・一五メートル未満のもの	の トル以上○・一五 トル未満のも	外径が○・○七メートルよ満のもの	トル未満のもの	その他のもの			
	きルメ長 年つト方積占 一にlさ きルメー用 年つトー 一にl平面										
	0라 [九 五	七一	四七	三六		一七	七九〇			
	1110	七六	五七	三八	二八	一 九	1 =	- 1			
	1.0	六五	四 九	11111	<u>一</u> 四	一六		五 四 〇			

			占用面			
	<u>-</u>	一 七	日 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に l 平 面	時的に設けるもの祭礼、縁日その他	時の祭 的催礼	五 号に掲げ 一項第六 が 表 第 三 発 に 表 第 三 の の の の の の の の の の の の の の の の の の
	六三〇	七九〇		他のもの	その	
	二九〇	<u> </u>		地下に設ける通路	地下	
	四八〇	八七〇		上空に設ける通路	上空	
額	Aに○・○一を乗じて得た額	A 15 0 . 0		の三以数の上が		
1 7 た	Aに○・○○八を乗じて得た額	A に ○ · ○ ○	年 つ き ノ ー し	び地下室 二のも 階数が	び地地下	る施設し
行 た	Aに○・○○五を乗じて得た額	A 15 0 0 0 0 0	ト方積 積一用 二甲面	の — 階 の 数 も が		号 二 号 二 事 五 第 五 第 五 第 五 二 条 第 五 二 の の の の の の の の の の の の の
	六三 〇	七九〇	年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に l 平 面	だる施設 第一項第三号	ち だ 岩 湯 条	及び第四号に掲げる施設三 法第三十二条第一項第
	三八〇	四十〇		以上のもの 外径が一メートル	以 外上 径	
	九〇			ル未満のもの	ルトまル	

					る 特 に 場 に 場 げ げ げ	
		旗 ざ お	標識	く。) く。) 除	手である	その他のもの
祭礼、	の も の も の	るに — 際催の縁祭 も設時し、にの日 のけ的、にのそ、		の そ の 他	る に 一 も 設 け 的	0
その面	月つきー	日 つ 一 き 一 に	年つ一本に	年つト方積表 きルメーデ ーに1平面	月つト方積表 きルメーデ ーに 1 平面	月つト方積 きルメー 一に 一平
	一七〇	一 七	六三〇	一、七〇〇	一七〇	- 七〇
	九六	- - 0	<u>Бі</u> О	九六〇	九六	九六
	六七	七		六七〇	六七	六七

掲げる工事用材料 工事用施設及び同条第五号に九 政令第七条第四号に掲げる	施設施設	工作物工作第二号に掲げる		アーチ	を除く。)	げ四第幕 四第七条 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
料同条第五号に四号に掲げる	二号に掲げる	二号に掲げる	のもの	チ	く。) のもの他	→ 下本事本事本事本事を申しを申しを申しを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申りを申り<li< td=""></li<>
方 積 占メード メード 面	年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に 丨 平 面	年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に 丨 平 面		月 つ 一 き 一 に	月つト方積そ きルメーの 一に 平面	日 つ ト 方 積 き ル メ 一 一 に I 平
	A ic O O	七 九 〇	八七〇	一、七〇〇	- 七 ○	一 七
	Aに○・○三四を乗じて得た額	1XEIO	四八〇	九六〇	九六	<u> </u>
	何 た 額	<u>Б.</u> Ш О		六七〇	六七	t

じる方言	ずる 九号に掲 第七条第 一 一 一 の の の の の の の の の の の の の の の の					げる 施 刊 号 に 掲 か 会 に ろ の の の の の の の の の の の の の の の の の の	掲げる施売						
	建築物	その他のも	ものとという とという として という		地下 (ト	上空に設けるもの	設けるもの 下(当該路面下の 下(当該路面下の 高架の道路の路面	掲げる施設 掲げる施設					
		0	の 三以 上 の	の二の数が	の一階のもが	いるもの	める。)に 路面下の に に に に に に に に に に に に に	現七号に 掲げる					
つ !	ト 方 積 占 根 一 平 に 一 平					ſ	手つト方積占 きルメー用 一に 一 平面	月 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に	月つき ー				
A C O	Aに○・○ 一七を乗じ	A ic O	A (A 1	A 15 0 . 0	A	て得た額 じ○・○	七 九	一 七 〇				
A C O	Aに○・○ 一九を乗じ	・○三四を乗じて得た額	Aに○・○一を乗じて得た額	○八を乗じて	・〇〇八を乗じて得た額	○八を乗じて	○八を乗じて)八を乗じて	Aに○・○○五を乗じて得た額	○二四を乗じて得た額	Aに○・○ 一九を乗じ	六三	九六
A la O	Aに○・○ 二四を乗じ	骨た額	た 額 	一 た 額 	得 た 額	待た額 	A に○・○ 二四を乗じ	五四	六 七				

もの」に、「電話柱のうち電話柱のうち」を「電話柱のうち」別表備考4中「当該電話柱を設置するもの」を「当該電話ー	十 設 掲 十 第 元 七 る た り そ 発 た る た の た り た り た り た り た り た り た り た り た り			十五 げる器 具	+ 四 第 急 損 げ る 応 設 建			中 車 及 げ る に 長 と を に も 動 設		
	その他のもの	上空に設けるもの	下に設けるもの道路(高架のものしくは自動車専用しては自動車専用しては自動車を用した。)の路面のがある。	政令第七条第十二号に掲る器具	その他のもの	上空に設けるもの	下に設けるもの下に設けるもの上又は	その他のもの	建築物	
するもの	年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に		年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に 丨 平 面	年つト方積占 きルメー用 一に1平面	年 つ ト 方 積 占 き ル メ ー 用 ー に ー 平 面		年 つ ト 方 積 占 き ル メ 一 用 一 に 1 平 面			
」を「当該電話	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	A に○・○ · · · ○ · · · · · · · · · · · · · ·	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○三四を乗じて得た額	Aに○・○二四を乗じて得た額	て 得た額 - C - C - C - C - C - C - C - C - C -	A に○・○ ·	A ₹ ○ · ○	て得た割
柱を設置する者が設置する			て 得 た 額 じ ○・○				て 得た額	て得た額 - 四を乗じ	○二四を乗じて得た額	て得た額
			T四を乗じ (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7				Aに○・○ 二四を乗じ	A に○・○ 一七を乗じ	ー た 額	て得た額

の端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。 ル」に、「一平方メートル又は一メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はそ

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 1 の期間に係る占用料の額について適用し、 いては、なお従前の例による。 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用 同日前の占用の期間に係る占用料の額につ

(道路計画課

福島県条例第百二十一号

福島県都市計画法施行条例の一部を改正する条例

改正する。 福島県都市計画法施行条例(平成十一年福島県条例第七十六号)の一部を次のように

第八条中「郡山市」を「福島市、 郡山市」に改める。

第十条中「、 福島市」を削る。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第百二十二号

の一部を次のように改正する。 福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例 『県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十九年福島県条例第六十四号)福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

る。 第二十七条の二第一項の改正規定中「会津若松市」を「福島市、 会津若松市」に改め

この条例は、 **附 則** 公布の日から施行する。

(都市計画課)

福島県条例第百二十三号

福島県都市公園条例の一部を改正する条例

福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号) の一部を次のように改正す

表標識の項中「六二〇円」を「六三〇円」に改め、同表工事用板囲い、足場、詰所そのを「三三〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「七七〇円」を「七九〇円」に改め、同 六○円」を「四七○円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「三二○円」 下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「二三〇円」を「二四〇円」に、「四 め、同表変圧塔の項及び送電塔の項中「七七○円」を「七九○円」に改め、同表水道管、 別表第二の二の表電柱、電話柱、支柱、支線の項中「四三〇円」を「四四〇円」に改

21

他の工事用施設の項及び土石、

竹木、

瓦その他の工事用材料の置場の項中「一九○円」

を「一七〇円」に改める。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する

2 1 入すべきであった使用料については、 この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第九条第一項の規定により納 なお従前の例による。

(まちづくり推進課)

福島県条例第百二十四号

福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

七号)は、 福島県農住組合法に係る事務処理の特例に関する条例 廃止する。 (平成十一年福島県条例第七十

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第百二十五号

福島県土地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例

七十九号)は、 福島県土地区画整理法に係る事務処理の特例に関する条例 廃止する。 (平成十一年福島県条例第

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第百二十六号

福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例 福島県都市再開発法に係る事務処理の特例に関する条例を廃止する条例 (平成十一年福島県条例第八

十号) は、 廃止する。

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県条例第百二十七号

福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

改正する。 福島県建築基準法施行条例 (昭和二十六年福島県条例第六十号) の一部を次のように

第四十三条の十三の表中 「第二種低層住居専用地域」を 田園住居地域「第二種低層住居専用地域

に改める

条第二項において準用する場合を含む。)又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただ 二十八の項、三十六の項及び四十七の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。 項において準用する場合を含む。)」に改め、同表十一の項、十二の項、二十一の項、 し書又は第十四項ただし書(法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八条第一 第四十七条の九の表八の項中「 (法第八十七条第二項若しくは第三項又は法第八十八

おいて準用する場合を含む。)及び第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書及び第 用する場合を含む。)」に改める。 十四項ただし書(法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項において準 第四十七条の十三中「(法第八十七条第二項及び第三項並びに法第八十八条第二項に

附則第二項各号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改

九の表及び第四十七条の十三の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条の十三の表、第四十七条の

(建築指導課

福島県条例第百二十八号

福島県宅地造成等規制法施行条例の一部を改正する条例

のように改正する。 福島県宅地造成等規制法施行条例(平成十二年福島県条例第百四十八号) の一部を次

一条を削り、 第三条を第二条とする

則

島

この条例は、 平成三十年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県条例第百二十九号

福

福島県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

部を次のように改正する。 福島県立病院事業の設置等に関する条例 (昭和四十一年福島県条例第七十七号) 0)

第一条中「限る」の下に「。以下同じ」を加える。

(見出しを含む。)中 「病院」を「センター、 病院」に改める

福島県立大野病院

別表第

一中

福島県立大野病院附 属ふたば復興診療所 双葉郡楢葉町大字北田字中満

双葉郡大熊町大字下野上字大野

を 福島県 ンター

福島県

興診療 ンター

> たば医療セン 双葉郡大熊町大字下野上字大野

ふたば医療セ 双葉郡富岡町大字本岡字王塚

附属病院 双葉郡富岡町大字本岡字王塚 に改める

ふたば医療セ

附属ふたば復 双葉郡楢葉町大字北田字中満

及び高齢者食事療養費用算定基準により算定し 高齢者にあつては、高齢者療養費用算定基準

別表第二第一号中

者にあつては、高齢者療養費用算定基準

1 び食事療養費用算定基準により算定した額 その他の者にあつては、療養費用算定方法及

イ介護

サービ ス費用

を

法及び

た額(及び高 ア

の提供を受ける者にあつては、指定居宅 食事療養費用算定基準により算定した額) その他の者にあつては、療養費用算定方 齢者食事療養費用算定基準により算定し に改め、 同表中備考七を備考九とし、 備考六

算定基準により算定した額 ス費用算定基準及び指定介護予防サービ

を備考八とし、備考五の次に次のように加える。

六 この表において「指定居宅サービス費用算定基準」とは、

介護保険法第四十一

七 この表において「指定介護予防サービス費用算定基準」とは、 条第四項の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。 十三条第二項の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。 介護保険法第五

規定は、 この条例は、平成三十年四月 公布の日から施行する。 一日から施行する。 ただし、 第一条及び別表第二の改正

病院経営課

福島県条例第百三十号

福島県立 福島県ふ

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正

する条例

例第五十七号)の 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 一部を次のように改正する。 (昭和五十九年福島県条

第四条第一項第一号本文中「及び準住居地域」を「、準住居地域及で第二条第四号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。 準住居地域及び田園住居地域」

平成29年12月26日 火曜日

第二十条中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。第十九条の二第三号の表地域の欄中「商業施設」を「商業地域」に改める。地域及び田園住居地域」に改める。第七条第一項の表中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用に改める。 改正規定は、公布の日から施行する。 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十九条の二第三号の表の附 則

(生活安全企画課)

リサイクル適性®